

新市の市章

【第 1 0 回合併協議会 承認事項】

事務事業等名称（項目名）	市町村章
調整案	引続き検討を行ない、新市において制定する。
調整案の詳細	新市章の制作にかかる経費・時間等を考慮しながら検討し、制定する。

【検討結果】

新市章は、公募により新たに制定する。
（理由） ・新たに市章を公募で制定することにより、新市の発足を新市住民または対外的にアピールすることができる。

- 公募による市章制定スケジュール（案）
 図案の募集期間：平成 1 7 年 1 月下旬から 1 ヶ月間
 採用候補作品 5 点選考：平成 1 7 年 3 月末までに
 採用作品 1 点制定：新市において決定する
- 新「佐久市」市章図案募集要項（案）
 別紙による。
- 新「佐久市」市章応募用紙（案）
 別紙による。

新市の町名・字名

【第10回合併協議会 承認事項】

事務事業等名称（項目名）	町名・字名の取扱い
調整案	町・字の区域については、合併時、現行どおりとする。名称については、原則として現行の町・字名を基本に調整する。
調整案の詳細	各市町村の町・字の名称については、その地域の文化や歴史的背景を考慮するなかで、原則として、現行の町・字の名称を基本に調整するものとし、変更については住民生活への影響を考慮し、必要最小限とする。浅科村において、八幡区長から「八幡区地番整備実施申請願い」が提出され、議会において採択されている。合併後、新市において実施に向けて検討する。

【調整結果】

新市の町・字の名称の取扱いは、現行のとおりとする。なお、大字名については「大字」の字句を表示しない。また、現在の臼田町大字常和の「常和」については、新市において「清川」とする。

（調整例）詳しくは別紙「町・字の名称の新旧対照表」による。

- ・佐久市
 - 佐久市岩村田北一丁目 → 佐久市岩村田北一丁目
 - 佐久市大字岩村田 → 佐久市岩村田
- ・臼田町
 - 南佐久郡臼田町大字田口 → 佐久市田口
 - 南佐久郡臼田町大字常和 → 佐久市清川
- ・浅科村
 - 北佐久郡浅科村甲 → 佐久市甲
 - 北佐久郡浅科村大字塩名田 → 佐久市塩名田
- ・望月町
 - 北佐久郡望月町大字望月 → 佐久市望月
 - 北佐久郡望月町大字協和 → 佐久市協和

（参考）臼田町での検討経過

臼田町と常和区にて、「大字常和」の名称変更について話し合いが持たれ、それを受け常和区は、総代会で検討し、区民にアンケートを実施した。常和区はアンケート結果を受け伍長会を開催し、「大字常和」の名称を新市において「清川」にすることが賛成多数で決定された。

○新市の住民の主な影響面について

（市役所関係）

- ・住民票
 - 住所変更の手続きは必要ない。

- ・戸籍
 - 住所変更の手続きは必要ない。

（国関係）

- ・不動産（土地登記簿、建物登記簿）の所在
 - 住所変更の手続きは必要ない。

（県関係）

- ・自動車税
 - 住所変更の手続きは必要ない。

新市の市歌

【第 1 0 回合併協議会 承認事項】

事務事業等名称（項目名）	市町村歌
調整案	引続き検討を行ない、新市において制定する。
調整案の詳細	新市歌の制作にかかる経費・時間等を考慮しながら現在の市歌も含め検討し、制定する。（佐久市歌の歌詞は新市として内容に問題ない。）町村の愛唱歌は地域の歌として存続する。

【検討結果】

新市歌は、現在の佐久市歌「佐久・わが市（まち）」とする。
（理由） ・現在の佐久市歌は、佐久の風土を培ってきた千曲川や周辺の山々、潤いのある豊かな自然環境など、この“ふるさと佐久地域”全体を謳っている。

昭和 5 6 年 7 月 5 日制定
佐久・わが市（まち）
作詞：山川 啓介
作曲：神津 善行

- 一、八ヶ岳 浅間 荒船 蓼科
山々は優しく 今日も見守る
のびやかに育ち すこやかに生きる
この市の仲間を すべての生命を
ああわが市佐久 大空に愛された
ああわが市佐久 美しいふるさと
- 二、やすらぎをたたえ 千曲は流れて
花たちを咲かせて 人をうるおす
あたたかい瞳 満ち足りた心
一人ずつわけあう ひとつの幸せ
ああわが市佐久 ぬくもりが優しさが
ああわが市佐久 あふれてるふるさと
- 三、まるやかな大地 歴史が息づき
新しい希望が 空を見上げる
ここに住む誇り 抱いている胸は
知っている抱いている 世界の広さも
ああわが市佐久 しなやかな樹のように
ああわが市佐久 のびてゆくふるさと

総務専門部会協議内容一覧

佐久市・臼田町・浅科村・望月町合併協議会

提案 番号	協議項 目番号	コード番号	ラン ク	部会 名称	分科会 名称	事務事業等名称（項目名）	現況調書 ページ	問 題 点	調 整 案	調 整 案 の 詳 細
1	17	030107010108	A	総務	消防 防災	警防委託料		臼田町が単独で実施している。	合併時、現行どおりとするが、新市において委託方法の見直しを検討する。	○委託実施地区……馬坂地区、広川原地区 地元住民の高齢化・人口減少によってS63年度から地元消防団組織がなくなり、また、最寄りの消防詰所からでも車で50分かかる遠隔地であることから、警防・予防・器具点検管理等、団員の活動が常時できないため、その業務について同年度より区に委託を行っている。 委託金額については、活動状況等の見直しに伴う減額を随時行ってきたが、高齢化等により業務委託自体が厳しい状況になってきている。新市においては、同様な地区に対する新たな施策の検討が必要である。

* 各市町村の現況については、添付した現況調書に記載されている。